

6三産業第1066号
令和6年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	貝山地区 (貝山東、貝山西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は中山間地にあるが、基盤整備が進み道路や給水設備もあって農作業は容易な環境にある。現在、多数の兼業農家と一部の農業法人が稻作の単作やこれに野菜・畜産を組み合わせた複合経営や園芸に取り組んでいる。

しかし、兼業農家の高齢化と後継者不足が進み、休耕地の受け手はあるものの十分ではなく遊休農地の増加が懸念され、既存農業法人の拡充とともに新たな担い手の確保・育成が望まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻とピーマン・ねぎ・園芸・畜産等の複合経営を基本とし、既存農業法人や認定農業者を核に農地を維持管理していく。そのために、既存農業法人の事業規模や作業領域拡大を支援し、また農業法人や認定農業者を核に新たな担い手の確保・育成を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	99.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

遊休農地は、原則、地域の担い手(既存農業法人や認定農業者など)が優先的に借り受けることにより少しづつ集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域に受け手のない遊休農地は、農地バンクに登録して、新規就農者や域外からの参入者の受け入れを図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農地の基盤整備は、ほぼ完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町やJAと連携しながら新規就農者や域外からの参入者の確保に努める。
既存の農業法人や認定農業者を核に新たな新規就農者の確保・育成に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

田の畦畔等の草刈は、状況に応じてシルバー人材センターなどへ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】